
AIPPI e-News (No.1、2008 年 4 月号) 日本語仮訳版

Contents

AIPPI Bureau

President からの最新レポート:

e-News が創刊されたことは、多くの人々の努力の賜物と感謝しております。

当協会では、会員の皆様や各 Advisory Committee、Bureau からの意見に基づいて、さまざまな変革を実施してまいりました。その基本理念は、19 世紀、20 世紀における優れた面は残しつつ、21 世紀のあるべき姿について学ぶべく会員の声に耳を傾けるということです。

e-News の創刊は AIPPI における新たな時代の幕開けです。世界中のすべての会員の皆様と、広範にわたるコミュニケーションを効率的かつ頻繁に行うことができれば、印刷版の郵送という手間や経費のかかる手段によって閉ざされていた可能性の扉が開かれるのです。これは当協会が推し進める革新を象徴するものです。ボストン総会の計画においても、今まで以上に充実したセッションや望ましい変革の数々に、この革新の精神が表れています。

新たな時代を迎えた AIPPI を今後ともよろしく願います。

(AIPPI President: Ron Myrick)

(英語版詳細 : http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/presidents_report.html)

ウェブサイトの整備 :

この AIPPI e-News 創刊号のルック&フィール (ウェブサイトの外観や操作感) からも感じられるかもしれませんが、この他にも当協会組織ではさまざまな変革が進められています。

(AIPPI Secretary General: Michael Brunner)

(英語版詳細 : http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/website_development.html)

AIPPI Committees

議題：

本年の議題では AIPPI の伝統にしたがい、知的財産に関する最新の話題と同時に、さまざまな知的財産権を扱います。2008 年度国際総会のプログラムには、特定の知的財産権に焦点を当てた議題が 2 つ（特許に関するもの、商標に関するもの）と、著作権を含むすべての知的財産権に関する全般的な話題が 2 つあります。決議は National/Regional Group 間の適度なコンセンサスによって採択されるものですが、同時に、さらなるハーモナイゼーションをはかるための明確な指針とともに、知的財産権制度の将来的な発展に対する見解や展望も示すものとなります。

議題 202 - 排他的特許権が公衆衛生問題に与える影響

議題 203 - 不正商品と海賊行為による商標侵害に対する損害賠償

議題 204 - 知的財産権の侵害幫助責任

議題 205 - 商品の再利用や修理における知的財産権の消尽

最新レポート：

・ Editorial Advisory Committee (議題 197)

Editorial Advisory Committee (EAC) は、e-News の構想と実現に密接に関わってきました。2007 年の 4 月と 9 月には、総合的なレポートを提出しています (AIPPI ウェブサイトで参照可能)。e-News は、Bureau から会員へ情報を提供するとともに、会員は Bureau や他の会員とやりとりできるようになる、いわば AIPPI にとって生きたコミュニケーションの手段であると考えています。また、会員にとっては、記事、レポート、ニュースなどを発表するための手段でもあります。

EAC は今後も e-News に密接に関わってまいります。会員のみなさんからの e-News へ掲載するための寄稿記事や (編集ポリシー / ガイドライン (http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/eac_policy_guidelines.html)) を参照、内容をさらに充実させてダイナミックなニュースレターにするためのご意見 / ご提案をお待ちしています。創刊した e-News をよろしくお祈いします。

(議題 197 Chair: Esmé du Plessis)

(英語版詳細 : <http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/q197.html>)

・ Statutes Committee (議題 200)

議題 200: Statutes/Regulations に関する Bureau Advisory Committee (BAC) は、シンガポール執行委員会で提出したレポートに関し、会員からいただいた意見の検討を終え、AIPPI ウェブサイトに公開しました。Bureau は現在までに、以下のような新たなトピックに関する BAC のレポートを承認しています—さまざまな運営上の行事や学術的な行事における採決手順、National/Regional Group のより積極的な参加を徹底するための方法、会費が異なることもある会員の定義と分類、会員やフォーラム参加者の執行委員会会合へのオブザーバーとしての出席許可、Programme Committee および Nominating Committee に関連する Statutes 条項のレビューなどです。これらのレポートについては近く公開いたします。

Bureau では、2 件の通信採決を実施します。そのひとつは、シンガポールで提案された変更に関連する Statutes の改正に関し、執行委員会から出された総会決議案に対する 2 回目の採決を実施することについて執行委員会の承認を受けるためのものです。それ以外の勧告については、ボストンにおいて検討、採決を行います。

(議題 200 Chair: Robert Mitchell、AIPPI President: Ron Myrick)

(英語版詳細 : <http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/q200.html>)

・ Membership Advisory Committee (議題 201)

前号の AIPPI ニュースレターでもお伝えしたとおり、Bureau では、会員に関する問題を扱うための Membership Advisory Committee の新設を決定しました。この委員会は議題 201 となります。AIPPI の会員制度は非常に特殊であり、Independent members を除くすべての会員が AIPPI の会員であると同時に、各 National/Regional Group の会員でもあります。これは AIPPI が知的財産に関する他の国際団体とは異なり、世界各国/地域の団体を部会として持っている主な理由のひとつです。

(議題 201 Chair: Luis-Alfonso Durán)

(英語版詳細 : <http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/q201.html>)

今後の行事

AIPPI:

- ・フィンランド・シンポジウム－2008年4月20日～22日、ヘルシンキ

AIPPI 会員各位

AIPPI フィンランド部会が主催するシンポジウムについてお知らせします。2008年4月20日～22日に開催されるこのシンポジウムにおいては、発明のライフサイクルを主要なテーマにしています。詳しくはプログラムをご覧ください。

ヘルシンキへのお越しをお待ちしています。

(Johanna Harsu – Secretary of AIPPI Finland)

(英語版詳細：<http://www.suomenaippi.fi/events.html>)

- ・知的財産の専門的アドバイスにおける顧客特権に関する WIPO-AIPPI 会議－2008年5月22日～23日、ジュネーブ

2008年5月22日と23日にジュネーブで開催される、知的財産アドバイスの顧客特権に関する WIPO/AIPPI 会議の準備が急ピッチで進められています。最新の情報についてはこちらをご覧ください。

(議題 199 Chair: Michael Dowling)

(英語版詳細：http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/wipo_aippi_conference.html)

- ・第41回 AIPPI 国際総会－2008年9月6日～11日、ボストン

2008年9月7日(日)から11日(木)までボストンで開催される第41回 AIPPI 世界知的財産国際総会の予定が決まり、申し込み登録を開始しました。招待状と暫定プログラムは AIPPI の全会員へ送付していますが、国際総会のウェブサイト (www.aippi.net) でも入手できます。

(Chair of the Boston Organising Committee: Phil Swain)

(英語版詳細：http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/boston_congress.html)

その他の機関：

- ・第130回 INTA 年次総会—2008年5月17日～21日、ベルリン

国際商標協会 (INTA) の年次総会は、知的財産業界にとって欠かすことのできない行事ですが、ベルリンでの2008年度の会合は、これまで以上にすばらしいものになります。委員会の会合や展示はもとより、人脈作りや教育、専門的な能力開発の機会もある5日間です。3日間にわたる教育プログラムには、有益なスキル開発のワークショップ、業種別分科会や、国際的なトピックを扱う多数のセッション、また、朝食／昼食の席でのトピックも用意されています。さらに、展示ホールでは、80以上の出展者による新製品や最先端技術のデモを見学できます。こうした貴重な機会がふんだんに盛り込まれた INTA 年次総会は、8,000を超える参加者との人脈作りや、業界の最新動向について情報を得ることができる唯一の機会です。

(文 章 は INTA の ウ ェ ブ サ イ ト
(http://www.inta.org/index.php?option=com_intaevents&task=eventdetails&id=952&catid=11&parentid=0&Itemid=67&getcontent=2) より引用)

知的財産に関する会議の開催情報については、AIPPI Master Calendar (<http://www.aippi.org/calendar.htm>) をご覧ください。

各国部会

- ・インド部会セミナー—2008年2月9日～10日、ニューデリー

冬のニューデリーで開催された AIPPI インド部会主催による、南アジア地域における知的財産の問題をテーマとしたセミナーには、9カ国から200名以上の参加がありました。このセミナーは、ある意味で2011年にハイデラバードで開催される執行委員会に向けて、初めてのリハーサルにもなりました。

(AIPPI Assistant Secretary General: Robert Miller)

(英語版詳細：http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/indian_group_seminar.html)

・ ACPI 国際知的財産セミナー—2008年4月10日、ボゴタ

AIPPI のコロンビア部会である ACPI ((Juan Carlos Cuesta 会長) が、先週ボゴタにおいて知的財産に関するセミナーを開催しました。

(AIPPI Assistant Secretary General: Guillermo Carey)

(英語版詳細 : http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/acpi_seminar.html)

・ AIPPI President の南アフリカ訪問

2008年初めに実施された AIPPI 国際本部 President、Ron Myrick 氏の南アフリカ部会訪問は、同国の知的財産実務者にとって歴史的なイベントとなりました。Myrick 氏と南アフリカ部会の委員は、政府の知的財産担当者と会合を持ち、伝統的知識を知的財産として保護するための政府の最近の対応や、地域での知的財産会議の可能性などの重要な課題について話し合いました。また Myrick 氏は、南アフリカ部会と、知的財産実務者の専門団体として 1953年に設立された南アフリカ知的財産権法協会との合同会議において講演を行い、提案されている地域会議を含め、将来的に協力が可能な分野について言及しました。

(President of AIPPI South Africa: Llewellyn Parker、Vice President: Esmé du Plessis)

(英 語 版 詳 細 : http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/president_visits_southafrica.html)

・ イタリア—客観的・技術的な意見—PTO

イタリアの特許および実用新案は、実体審査なしで付与されています。こうした状況は、イタリアにおける知的財産権の効力にある程度影響しており、知的財産の排他的権利の有効性を事前評価なしで執行することについて、裁判所も消極的になっています。

(Gualtiero Dragotti—イタリア/ミラノ)

上記の記事を執筆してから数週間後、Occlutech GmbH というドイツ企業がプレスリリースを出し、「AIPPI は、イタリア部会がイタリアで選任した専門家の意見に基づき、国内で係争中の訴訟において、知的財産に関する自らの立場を認めた」という不正確な情報を公表しました。

上記の記事からも明らかなように、イタリア特許商標庁 (PTO) の手順に沿って指名された専門家の意見に対する責任はその専門家のみであり、AIPPI にはありません。

AIPPIはこの件について Occlutech 社に説明を求めており、Occlutech 社もそれに応じる意思を表明しています。

(英語版詳細：<http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/pto.html>)

政府機関 & NGO

・ AIPPI と欧州特許庁の会合

2008年2月19日(火)、ミュンヘンの欧州特許庁(EPO)本部において、EPO運営組織の上級メンバーとAIPPI代表との会合が開催されました。

(AIPPI Deputy Reporter General: Dariusz Szleper)

(英語版詳細：http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/meeting_aippi_epo.html)

・ 南北アメリカ AIPPI-ASIPI-IPO 知的財産セミナー—2008年4月6日～8日、メキシコシティー

南北アメリカにおける知的財産セミナー「自由貿易協定、知的財産に関する現在の課題と将来」が、2008年4月6日～8日にメキシコシティーで開催されました。世界各地から400名を超える参加者があり、盛大な大会になりました。

(AIPPI Assistant Secretary General: Guillermo Carey)

(英語版詳
細：http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/aippi-asipi-ipo_seminar_mexico.html)

新たな法律

・ ベトナム — 知的財産保護に関する最新情報

ベトナムの新たな知的財産規則では、旧規則とは異なり、出願時に署名入り委任状の写しは必要なくなりましたが、署名入りの原本を知的財産庁(NOIP)へ、要請があった日から

1 ヶ月以内に提出することになっています。PCT 国内段階出願については、PCT 出願のベトナムへの移行期限は、旧規則と同じく優先日から 31 ヶ月です。しかし現在では、移行遅延手数料を支払うことを条件として、6 ヶ月の猶予期間が認められます。ベトナムにおけるこうした知的財産法の動向については、ハノイにある Vision & Associates の Pham Nghiem Xuan Bac、Nguyen Nguyet Dzung 等が対応しています。

(Pham Nghiem Xuan Bac、Nguyen Nguyet Dzung—ベトナム／ハノイ)

(英 語 版 詳 細 : http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/updates_ip-protection_vietnam.html)

・アルゼンチン — 新たな社会団体商標法

2008 年 3 月 27 日、「社会団体商標」に関する新たな法律が公報に掲載されました。

(Gastón Richelet—AIPPI Argentina)

(英 語 版 詳 細 : http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/new-trademark-law_argentina.html)

・インド — 変わりゆく知的財産の様相

知的財産権の専門家たちは、知的財産がインドにおける知識経済を成長させる鍵になるという共通認識を持っています。日進月歩のインドでは、新たな高みをきわめ、また新たな目標を定めるというようにして、急速な成長を遂げてきました。また、知的財産保護と公共政策の両立から、学校／大学レベルでの知的財産教育の推進にいたるまで、より有効な施行／保護法の導入を考慮してきました。昨年主な進展としては、知的財産関連機関における運営の見直しやインフラの整備などがあります。法律面では、先ごろ出された税関通知書が、インド国境を越える海賊行為や不正商品の脅威を抑える有効な手段になっています。知的財産権の壮大な発展に寄与するための司法制度の充実という面では、インドは大きく遅れをとっていますが、裁判所が侵害を抑止するため、商標や著作権、特許に関する訴訟において、知的財産権を厳格に保護する国際的な原則や裁定を採用したことにより新たな段階へ入りました。昨年は、知的財産権に関する当面の新たな目標も定まり、非常に重要な前進がありました。

(Pravin Anand—President of AIPPI India)

(英語版詳細 : http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/changing-face_ip_india.html)

判例法

・ギリシャ — 有名商標

ギリシャでは、有名商標の独自性が損なわれるのを防ぐとともに、第三者が不当な利益を上げないようにするため、そうした有名商標は広範囲にわたって保護されています。保護は、混同が起きているか、またはその可能性があるかどうかに関係なく実施されます。有名商標かどうかの審査の基準としては、商品／サービスとしての市場における優れた地位、独自性、独創性、消費者からの好意的な評価、さらに最近では、ギリシャ国内における広告規模、広告費、売り上げ、また、商品の認知度なども加えられています。一方、登録されている国が多いとか、売り上げ額が大きいというだけでは、その商標を有名とみなすには不十分とされています。

(Dimitris Prokopiou, Vali Sakellarides—ギリシャ/アテネ)

(英 語 版 詳

細 : http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/famous_trademarks_greece.html)

記事・解説

・インド—ブランドの採用

“価値あるアイデア、積極的な措置”™

消費者は、ブランド化された商品やサービスのほうが、支払ったお金に対してより高い質を提供すると思っています。しかしブランドが有力になると、その所有者の存在は二の次になってしまいます。ブランドとして採用される「発明された言葉」は、それ自体を区別するためのものであり、そのブランドとして販売される商品以外の何かを暗示するものではありません。悪徳業者が、類似のブランドを使用して消費者をだまそうとすることがありますが、そうした行為はブランドの役割そのものをゆがめてしまいます。有名ブランドについては、横行する悪用に対してより強力な保護が必要です。インドの商標法は、有名ブランドについて認めており、上級裁判所は、有名ブランドについては未登録のものでも、その悪用に対する差し止め命令の発動を辞さない姿勢をとっています。

(Dr. K.S. Ravichandran—インド／バンガロール、チェンナイ、コインバトール)
(英語版詳細：http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/adoption_of_brands.html)

・フィリピン—国境検査所の実施

税関登録のような国境検査所は、知的財産権の実施手段として、多くの知的財産所有者に使用されているわけでありません。しかし、フィリピン税関局による捜索・押収件数の増加は、この種の方法がかなり有効であることを示していると思われ、また、この方法を試した一部の知的財産所有者は、短所よりも長所のほうがはるかに多いことを実感しています。フィリピンの現在の税関登録制度は、税関行政令 No. 6-2002 に基づいて 2002 年に施行されたものです。以下の記事では、当該の行政令で「輸入禁止」とされている品目を列挙するとともに、フィリピン税関局が実施しているプロセスと基本的な業務フローについて説明します。

(Bernadette Marie B. Tocjayao, Jennifer D. Fajelagutan—フィリピン／マカティ市)
(英 語 版 詳 細：http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/border_control_philippines.html)

・日本/EU — 欧州特許条約下でのコンピュータ実施発明と日本における実務

欧州と日本における法規定は、コンピュータで実現される発明の特許取得を制限しています。EPC の法的枠組みは、技術的な性質を持つ対象は演繹的に除外されないことを示す EPO 判例法に基づいて示され、解釈されています。また、非技術的な特徴も含む発明に対する EPO の審査方式を調べると、特許性の評価は進歩性の評価とは切り離されていることがわかります。日本の特許法は「識別要因」条項 ("Discriminator" Provision) を取り入れており、ハードウェアとソフトウェアの相乗関係に基づく新規性および進歩性の前に審査されるため、産業の発展を妨げるような特許の発明性は除外され、特許トロールに対する抑止力にもなっています。

(Michele Baccelli—European Patent Office、Prof. Mitsuyoshi Hiratsuka—日本／東京)
(英 語 版 詳 細：http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/computer_implemented_inventions_japan.html)

・フランス — 法令強化への適応

Google の AdWords サービスを利用すると、検索結果のページにある「スポンサーリンク」欄に、広告主のアドレスと短い広告を表示することができますが、フランスではこのサービスに対して数多くの判決が下されています。

これは、売り上げの大部分を広告収入から得ている Google にとってはまさに重要な問題です。

こうした判決において、AdWords サービスの提供者としての Google の責任が次第に明確になっていますが、ほとんど場合は責任を負わされています。

また Google に限らず、フランスの裁判所はあらゆる技術サービスプロバイダーの責任範囲を拡大しており、こうした責任を問われないようにするため、プロバイダーは、インターネットユーザーに提供するサービスの内容や、そのサービスを提供する方法について慎重な選択を求められています。

(Isabelle Leroux、Adeline Golvet—フランス/パリ)

(英語版詳細：http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/business_chameleon.html)

フィードバック

会員のみなさんからのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

寄稿のお願い

e-Newsに掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-News の 編 集 ポ リ シ ー / ガ イ ド ラ イ ン (http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/eac_policy_guidelines.html) に準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI（国際知的財産保護協会）が隔月で出版するニュースレターです。
AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | CH-8027 Zurich | Tel. +41 44 280 58 80 |
Fax +41 44 280 58 85 | enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者：AIPPI General Secretariat、Maria Bratsos
作成協力：AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集／出版チーム：

Chair：Esmé du Plessis

Co-Chair：Alan J. Kasper

Secretary：Sergio M. Ellmann

Members：

Raffaella Arista

Rainer Beetz

Bart J. van den Broek

Ian Karet

Sun-Ryung Kim

Eiichiro Kubota

Charters J. Macdonald-Brown

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。